

令和五年一月十六日付け広島県報（定期）第四号に登載の広島県訓令第二号（広島県訓令で定める様式における読点の表記を改める規程）の一部を次のように訂正する。

総務局総務課長

一	ページ		
一六	行		
第一号		正	
第二号			誤